

いわての森林づくり県民税事業評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 いわての森林づくり県民税条例(平成17年岩手県条例第79号)第1条に規定する森林環境の保全に関する施策(以下「施策」という。)の内容を県民に明らかにし、透明性の確保を図るため、いわての森林づくり県民税事業評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) いわて環境の森整備事業の施行地の選定に関する事項を調査審議すること。
- (2) 県民参加の森林づくり促進事業に係る企画書の選定に関する事項を調査審議すること。
- (3) 施策を評価すること。
- (4) 施策に関する提言をすること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他の適当と認められる者のうちから、知事が委嘱する。

(任期等)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選とする。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となり、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員の中から互選された者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、岩手県農林水産部長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、岩手県農林水産部林業振興課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。